

令和2年度

まちづくり政策提言



令和2年12月11日

遊 佐 町 議 会

政策提言にあたり

遊佐町まちづくり基本条例には、町民及び町の権利と責務について定義され、町民主役による自治を実現するとされています。

地方自治における二元代表制の一翼を担う議会が、町政の監視及び評価、政策提言、政策立案等を積極的に行うことが、町政の発展、町民の福祉向上にとって極めて重要であることから、本議会は議会に課せられた責務を遂行するため、政策決定過程において民意を反映させる開かれた議会を目指し議会基本条例を制定し、平成26年6月に施行しております。

「オール遊佐の英知(町民力)の結集」を理念とする第8次遊佐町振興計画は、基本構想期間(平成29～38年度)の施策を定めており、ローリング方式で毎年見直しを行う「第5期実施計画」を現在策定中であります。

本議会は、議会基本条例の活動原則である、町政の監視、評価、政策提言、政策立案等を具現化するため、町民と議会の懇談会を開催しています。同懇談会での町民の意見を踏まえ、政策提言を行うものであります。

町長には、本提言が議会の総意としてまとめられたものであることを認識され、施策に反映されるよう望みます。

令和2年12月11日

遊佐町議会議長 土門 治明

(提言 1) 《産業振興》

地域産業の育成と支援

(提言 2) 《移住・定住促進》

幅広い世代に選んでもらえるまちづくり

(提言 3) 《子育て・健康・福祉の充実》

暮らしやすいまちづくり

(提言 4) 《くらし・防災・環境保全》

自然と共生したまちづくり

(提言 5) 《教育と文化の振興》

確かな学力と未来への継承

(提言 6) 《町民参画・連携の推進》

見守り・寄り添い・支え合い

(提言 1) 《産業振興》

地域産業の育成と支援

【現状と課題】

本町は農業を基幹としつつ、豊かな自然環境や歴史、経済的なつながりの下に、多様な産業が展開されている。
しかし、多くの産業で慢性的に後継者が不足し、新型コロナウイルスの影響もあって販路などに課題を抱えている現状もある。

【提言】

1. 令和3年産米は厳しい需給見通しにある。関係団体とも連携し、水田作の振興に全力を尽くされたい。
2. 国の新規就農支援事業である「農業次世代人材投資事業」などを継続し活用するなど、次世代を担う人材育成を図られたい。
3. 森林環境譲与税を活かし、森林の保全につとめつつ、木材販路の安定的確保を図られたい。
4. 岩ガキ等の資源管理を適切に行うと共に、陸上養殖も組み合わせた総合的な漁業振興を進められたい。
5. 住宅リフォームの補助制度は柔軟に推進しつつ、町内商工業者のより一層の活用を適切に進められたい。
6. 「地域活性化拠点施設」(旧八福神)の利用率向上を図り、これまでにない6次産業化の推進も検討されたい。
7. 新型コロナウイルスの感染拡大が長期化している影響で、いまだに町の経済は回復には程遠い状況である。これまでも経済対策は行ってきたが、引き続きの支援を講じられたい。

(提言 2) 《移住・定住促進》

幅広い世代に選んでもらえるまちづくり

【現状と課題】

全国各地の人口減少地帯で移住者の奪い合いとも言える状況になっている。優遇策は横並びになりつつあり、視点を変えた施策が求められているのではないか。

遊佐が好きになる、住みたくなる情報の発信と回帰支援、空き家の活用による移住者支援とアフターケアの充実を掲げ施策を展開している。

【提言】

1. 起業を目的とする移住も想定されることから、その物件調査にあたっては、各課が横断的に対応する体制の整備を図られたい。
2. 若者から高齢者までが「住んでみたい遊佐」として、それぞれ世代の視点や感覚で選択できる、多様な施策の展開を講じられたい。

(提言 3) 《子育て・健康・福祉の充実》

暮らしやすいまちづくり

【現状と課題】

令和2年度に新たな放課後子ども教室が開設され、放課後子ども教室は町内で4教室となった。利用する子どもの人数は、増加している状況にある。指導員が固定化している。令和5年の小学校統合で、利用の動きが大きく変わることが予想される。

福祉については、65～74歳は准高齢者、75～89歳は高齢者、90歳以上は超高齢者に区分されるが、町内の老人クラブ活動は准高齢者の年代が中心と推測される。超高齢者は、筋力が低下することで歩行障害につながる確率が高く、医療費の増加や介護施設の利用増にもつながる。

【提言】

1. 子育て世代が毎日楽しく生活ができ、未来を担う子どもたちが、遊佐の大地・自然・地域の中で、のびのびと過ごすことができる環境づくりと、放課後子ども教室、放課後児童クラブの運営スタッフの更なる充実が図れる施策を講じられたい。
2. 町が運行する「デマンド型乗合タクシー」が、酒田市へ乗り入れが可能となるよう、酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定に明記されている“地域公共交通ネットワークの構築”の実現にむけ、調整を図られたい。
3. 准高齢者から超高齢者の運動機能や、体力アップにつながる施策を関連団体等と協調し対応されたい。
4. 「高齢者安全運転支援事業費補助金」が創設された。申請状況を分析し、今後の施策に反映されたい。

(提言 4) 《くらし・防災・環境保全》

自然と共生したまちづくり

【現状と課題】

高齢化率が伸び続け、人々のライフスタイルが多様化し、自然災害が頻発するなど、くらしと防災に関する町民ニーズは多岐に渡りつつ増え続けることが想定される。

一方、臂曲地区岩石採取問題は抜本的解決にはまだ遠く、陸上・洋上風力発電事業計画がすすむなど、自然環境を巡る動向は予断を許さない状況にある。

【提言】

1. 災害に強い町を目指し、避難所開設訓練や備蓄品の整備など、不断の取り組みを進められたい。また、ソーシャル・ネットワーク等を活用した防災情報の発信も実施されたい。
2. 洋上風力発電事業計画に関しては、町民の不安や疑問に真摯に応え、国・県や参入希望事業者と向き合われたい。
3. 臂曲地区岩石採取問題は、的確に訴訟対応するとともに、町全体の水循環の保全という見地からも適切なモニタリングを実施されたい。
4. 駐在所の廃止予定地区には警察官立寄所を設けるなど、町民の安全安心の確保に努められたい。
5. 上下水道施設の老朽化が懸念される。早めに対処されたい。
6. 町内を貫流する月光川、日向川をはじめとする2級河川で支障木等が見られる。関係各所と連携し、引き続き県に対し速やかな対応策の実施を求められたい。
7. ゴミの更なる減量化に向け、引き続き取り組まれたい。
8. 空き家対策は、相続に伴う所有権移転登記手続きの呼びかけや物件の利活用など、総合的見地から引き続き取り組まれたい。
9. 町道の舗装やセンターラインに痛みが目立つ。関連予算の重点的な確保に努められたい。
10. 消防団の運営について、これからの団員確保を含め、国の方針も踏まえて適切に対応されたい。
11. 本町が整備し通信事業者に貸与している情報通信基盤回線について、今後のあり方を検討すること、及びその現状を町民へ情報提供されたい。

(提言 5) 《教育と文化の振興》

確かな学力と未来への継承

【現状と課題】

少子化の指摘がされて久しいが、子どもたちが他人を思い遣る心と痛みを想像できる人に育つとともに確かな学力を身に着けることなど、教育の要諦は不変だと思われる。

これらに加え、地域との連携も必須である。町立小学校統合により、より良い学校になることが期待されている。

地域文化の継承に関して、遊佐町は鳥海山を核とした自然環境に恵まれ、縄文から今日まで、様々な文化が花開いた。この文化は町民の誇りであるとともに、世界的にも評価されている。

これらの文化を適切に利活用することにより、後継者の確保を含め振興を図る必要がある。

【提言】

1. 町立小学校の統合にあたっては、新校開校準備委員会での検討状況や財政的負担を町民に分かりやすく伝え、必要な説明責任を果たされたい。また、統合後の地域行事と学校行事の関わり方については、地域の合意を得ながら慎重にかつ積極的に調整を図られたい。
2. 統合後空き校舎となる予定の建物の利活用策については、直ちに地域との協議に入られたい。
3. 遊佐高校就学支援事業の継続と、県外からの入学志望者に関する基準の緩和を県に要望するとともに、県立である遊佐高校に対し、本町が行う支援の必要性について町民の理解を深められたい。
4. 小山崎遺跡の利活用は県とも協調し、総合的見地から推進されたい。
5. 伝統芸能の後継者確保に引き続き鋭意取り組まれたい。

(提言 6) 《町民参画・連携の推進》

見守り・寄り添い・支え合い

【現状と課題】

国が新たに進める「デジタル庁創設」により、行政面でのデジタル化の統一が進むものと想定され、その一環として「地方行政のデジタル化」も進むものとされている。

システムの改善にあわせて、戸惑う方も想定されるので、その点を考慮する必要がある。

職員が使用するシステムに加えて、新たに会議システムが発生することから、職員のスキルアップを図る必要がある。

遊佐 PAT 整備計画については、町のこれからの観光・産業の発展・防災機能強化など期待が大きい。町の計画を進めるには、国から重点「道の駅」の指定を受けることが大前提である。

【提言】

1. 国が進める「自治体システムの標準化」への対応にあたっては、行政運営の効率化と最小限の財政投資を主眼に、県並びに県内市町村と連携、協調を図り進められたい。
2. 遊佐 PAT 整備計画については、県・国関係機関との協力体制を構築し実現を目指されたい。